１号様式

令和　　年　　月　　日

いわき市水道事業管理者　　様

申請者住所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　プロポーザル参加表明書

下記について、参加を表明するため、本書及び添付書類を添えて提出いたします。

なお、本書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、「いわき市水道料金等徴収関連業務委託公募型プロポーザル」の「４ 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなった場合には、貴市に対して速やかに報告いたします。

記

１　件名

　　いわき市水道料金等徴収関連業務委託

２　添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書 類 | 様 式 |
| 会社概要・業務実績表 | ２号様式 |
| 直近２カ年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書） | 任意様式 |
| ・就業規則・労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条の時間外及び休日労働に関する協定書 | 写し |
| 賠償保険加入状況関係書類 | 写し |
| プライバシーマーク(JISQ15001)認証 | 写し |
| 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証(JISQ27001 又は ISO/IEC27001) | 写し |
| 品質マネジメントシステム(ISO9001)認証 | 写し |
| その他、必要な添付書類 | 3号様式・原本 |

３　連絡先等

　⑴　住　　　　　　所　〒

　⑵　担当部署等

　⑶　担当者職名・氏名

　⑷　電　　　　　　話

　⑸　ＦＡＸ

　⑹　メールアドレス

２号様式

会社概要・業務実績表

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 本社所在地 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資本金 |  |
| 直近の年間売上高 |  |
| 従業員数 |  |
| 会社業務内容 |  |
| 会社の特色等 |  |
| 同種の業務に関する実績 | 発注者 | 業務内容（※受注年も必ず記載） |
|  |  |

３号様式

令和　年　月　日

いわき市水道事業管理者　様

同　意　書

提案者（法人）名

法人の所在地　　　〒　　　-

代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　次に記載するものについて、暴力団等でないことを警察等関係機関へ照会することに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表者氏名 | 生年月日 | 住所 |
| フリガナ |  |  |  |
| 氏名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取締役等氏名 | 生年月日 | 住所 |
| フリガナ |  |  |  |
| 氏名 |  |
| 取締役等氏名 | 生年月日 | 住所 |
| フリガナ |  |  |  |
| 氏名 |  |
| 取締役等氏名 | 生年月日 | 住所 |
| フリガナ |  |  |  |
| 氏名 |  |
| 取締役等氏名 | 生年月日 | 住所 |
| フリガナ |  |  |  |
| 氏名 |  |
| 取締役等氏名 | 生年月日 | 住所 |
| フリガナ |  |  |  |
| 氏名 |  |

※　取締役等の欄には、取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）を記載する

４号様式

**委託業務共同企業体協定書**

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して受託することを目的とする。

　⑴　いわき市水道料金等徴収関連業務委託（当該委託内容の変更を含む。以下「委託業務」という。）

　⑵　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　委託業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、当企業体に係る委託業務の履行完了後３カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　委託業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員所在及び商号）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　構成員　　所　　　　在

　　　　　　　商号（名称）

　　構成員　　所　　　　在

　　　　　　　商号（名称）

　　構成員　　所　　　　在

　　　　　　　商号（名称）

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託業務代金（部分払金を含む。）を請求し、及び受領し、並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について委託者と契約内容の変更があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

構成員　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　構成員　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　構成員　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌した上、構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、委託業務の履行及びその他の委託業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　銀行とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第12条　当企業体の決算は、委託業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（委託業務の中途における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を履行完了する日までは、脱退することができない。

２　構成員のうち委託業務の中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかったとした場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務の中途において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用する。

　（委託業務の中途における構成員の破産手続開始の決定又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが委託業務の中途において、破産手続開始の決定を受け、又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までの規定を準用する。

　（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（解散後の瑕疵担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務について瑕疵があった場合は、各構成員は、共同連帯してその責めを負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　この協定の成立を証するため、本書　　通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自１通を保有し、１通を委託者に提出する。

令和　　年　　月　　日

　　構成員　　所　　　在

　　　　　　　商号（名称）

　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　構成員　　所　　　在

　　　　　　　商号（名称）

　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　構成員　　所　　　在

　　　　　　　商号（名称）

　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

４号様式

**委任状及び使用印鑑届**

令和　　年　　月　　日

いわき市水道事業管理者　　様

　共同企業体の名称

　共同企業体

　　　構成員　　所　　　在

　　（代表者）　商号（名称）

　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　構成員　　所　　　在

　　　　　　　　商号（名称）

　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　構成員　　所　　　在

　　　　　　　　商号（名称）

　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　私は、上記の共同企業体の代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、いわき市水道料金等徴収関連業務の委託業務（当該内容の変更に伴う委託業務を含む。）に係る入札及び見積もり合わせ、契約の締結及び履行並びに代金（前払金、部分払金及び保証金を含む。）の納付、請求及び受領に係る一切の権限を委任するとともに、上記の共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく、届出をします。

　　　　　　　　　　　　　　　 （使　用　印）

５号様式

企 　画 　提 　案 　書

いわき市水道料金等徴収関連業務委託

公募型プロポーザル方式による受託者選定

　１　受付番号　　　　　　　　　　番

　２　事業者名

　３　提出日　　　　令和　　年　　月　　日

　４　提出部数　　　　１部

６号様式

提案見積書

１　委託業務名　　　　いわき市水道料金等徴収関連業務委託

２　業務執行場所　　　いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）第３条に定める給水区域（いわき市水道局内に事務所を置く）

令和８年度から令和12年度まで同一業務を引き続き行うことを積算条件として、下記のとおり提案見積書を提出いたします。

　なお、５年間及び年度ごとの内訳は、別添積算内訳書のとおりです。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案見積金額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※　金額は、消費税及び地方消費税を含まない本体価格とし、金額の先頭に「￥」を記載すること。

※　金額は、業務履行期間（５年間）の合計金額を記載すること。

　　令和　　年　　月　　日

　いわき市水道事業管理者　　様

住　　　　所

提案者　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 科　　目 | 令和８年度 | 令和９年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 合　計 | 内　　訳 |
| 人　件　費 | 給料等 |  |  |  |  |  |  | 基本給・諸手当・賞与・時間外手当 |
| 法定福利費 |  |  |  |  |  |  | 社会保険料事業主負担額 |
| 退職給付引当金 |  |  |  |  |  |  |  |
| 賃金 |  |  |  |  |  |  |  |
| 福利厚生費 |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 現　　場　　管　　理　　費 | 図書印刷費 |  |  |  |  |  |  | 受託事業者用封筒、住宅地図、新聞等 |
| 通信費 |  |  |  |  |  |  | 電話（携帯）使用料、インターネット等 |
| 事務用品費 |  |  |  |  |  |  | 金庫、複合機、受託事業者用パソコン等 |
| 現場用品費 |  |  |  |  |  |  | スコップ、開閉栓器、水中ポンプ等 |
| 事務用消耗品費 |  |  |  |  |  |  | 文具類、その他業務用消耗品 |
| 運搬費 |  |  |  |  |  |  | ガソリン代 |
| 修繕費 |  |  |  |  |  |  | 車両修繕費 |
| 保険料 |  |  |  |  |  |  | 自動車保険、傷害保険、賠償保険等 |
| 旅費交通費 |  |  |  |  |  |  | 出張旅費等 |
| 租税公課 |  |  |  |  |  |  | 自動車税、印紙税等 |
| 減価償却費 |  |  |  |  |  |  | 車両等 |
| 被服費 |  |  |  |  |  |  | 従事者用の被服、名札等 |
| 雑費 |  |  |  |  |  |  | 研修費、その他業務用雑費 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 管理費 | 一般管理費 |  |  |  |  |  |  |  |
| その他諸経費 |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  | 提案見積額と一致すること。 |